

南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成25年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成26年3月27日

南相馬市監査委員 高倉 一夫

南相馬市監査委員 西 一信

記

1. 監査の種類 定期監査（11月実施分）
2. 監査の対象 小高区地域振興課、小高区市民福祉課、小高区産業建設課、総合病院、小高病院、鹿島区地域振興課、鹿島区市民福祉課、鹿島区産業建設課、文化スポーツ課、税務課、農林水産課、農林放射線対策課、商工労政課、観光交流課、サービスエリア利活用推進課
3. 監査の範囲 平成25年4月から平成25年9月に実施した事務事業
4. 監査の方法 (1) 帳票簿冊等の審査  
(2) 監査資料に基づく説明の聴取
5. 監査の期間 平成25年11月14日、15日、18日、19日
6. 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものと認められた。